

仕 様 書

本仕様書は、札幌市が賃貸借する回転翼航空機（以下「借入機」という。）について必要な事項を定める。

1 借入物品

(1) 名称

消防ヘリコプター

(2) 数量

一式

(3) 機体条件

ア 資格等

札幌市消防局で運用実績のある機体(レオナルド式AW139型及びベル式412 E P型)の航空従事者技能証明（操縦士及び整備士）により限定変更、講習等を行うことなく運航ができること。

イ 機体の大きさ

メインローターを含めて縦18.0メートル、横10.5メートル以下の格納スペースに入る大きさであること。

ウ 耐空証明

借入期間中、有効な耐空証明書を有すること。

(4) 航空機装備品及び付属品

別紙1のとおり備えていること。

(5) 所属名の表示

借入機には、所属名「札幌市消防局」を機体の左右に表示させること。

なお、表示方法、表示場所、文字の大きさ及び色は、別途指示する。

2 使用目的

借入機は、救急搬送、捜索・救助活動、空中消火活動、訓練等を目的として使用するものであり、北海道内外の広域的消防航空活動、緊急消防援助隊活動及び感染症患者移送に使用することがある。

3 借入期間及び予定飛行時間

(1) 借入期間

令和8年11月18日（水）から令和8年12月18日（金）まで31日間とし、納入及び返納のための空輸（以下「機体空輸」という。）に要する日数は、含まないものとする。

(2) 飛行時間

ア 借入期間中の総飛行時間は、合計31時間とする。

イ 納入検査に伴う飛行検査に要した時間については、上記総飛行時間に含むものとする。なお、飛行検査時に生じた不具合処理に要した飛行時間は、除くものとする。

ウ 機体空輸に要する飛行時間は、上記総飛行時間に含まないものとする。

エ 6(5)の納入検査不合格となった場合の飛行検査に要した時間は、上記総飛行時間に含まないものとする。

オ 8(2)の不具合発生に係る整備後の確認飛行に要する飛行時間は、上記総飛行時間に含まないものとする。

4 納入期限

- (1) 令和8年11月17日（火）17時15分までに納入場所に機体を到着させること。なお、悪天候等により、納期までに到着できない場合は、その事象が判明次第、速やかにその旨を発注者に報告するものとし、借入期間開始日から使用できない場合は、遅延日数相当分を契約金額から減ずるものとする。
- (2) 遅延日数1日の相当分は、契約金額を31日又は31時間で除した額（以下「契約単価」という。）とする。

5 納入場所・保管場所・返納場所

北海道石狩市新港東2丁目1番2号 札幌市消防局石狩ヘリポート

6 納入検査

検査は、令和8年11月18日（水）に行うこととし、納入場所において書類、実機確認、機体説明、装備品等の員数確認（別紙2のとおり）、地上運転及び飛行検査について実施するものとする。

- (1) 地上運転及び飛行検査の基準は、ヘリコプター製造者及び装備品製造者（以下「製造者」という。）が定める基準による。
- (2) 実機確認、機体説明、装備品等の員数確認についての基準は、発注者の関係規則による。
- (3) 飛行検査の内容は次のとおりとする。

飛行検査の操縦は、発注者が行い、必要により受注者の操縦士及び整備士を搭乗させるものとする。

ア 機体性能(ホバリング、上昇、巡航、降下)及び機体振動状況の確認

イ エンジン性能（出力保障確認）

ウ 機体装備品の作動確認

- (4) 悪天候等により、上記実施日に地上運転及び飛行検査をできない場合、発注者は、受注者に対し速やかにその旨を連絡するものとし、受注者は、変更となった実施日に操縦士及び整備士を立ち会わせるものとする。
- (5) 納入検査不合格となった場合、受注者は不合格となった事由を是正し、発注者と日程調整後、改めて納入検査を受けること。

7 借入期間中における定時検査等

- (1) 受注者は、納入直前に25時間点検を実施し、借入期間中、150時間又は6か月以上の点検を実施しないよう、点検間隔を調整すること。
- (2) 事前に把握している部品、装備品等の取付後の点検（メンテナンス・マニュアル記載のスペシャルインスペクション等）が借入期間中に発生しないよう、実施可能な全ての点検について、事前に受注者において実施しておくこと。
- (3) 受注者は、借入期間中、救助用ホイス装置について、1年点検相当の点検を実施しないよう事前に点検し、ホイスケーブルは、新品を装備すること。

8 借入機の管理及び運航

- (1) ヘリコプターの耐空性（強度、構造及び性能）の確保

受注者は、借入期間中において、次に掲げる事項の管理責任を負うものとする。

また、借入機に係る安全性の確保に必要な技術情報を入手した場合は、速やかに発注者へ通報するものとする。

- ア 耐空証明及び航空法で定める救急用具の有効期間の管理
 - イ 製造者の定めるメンテナンス・マニュアルに指示された点検・整備間隔及び交換部品の時間（期間）の管理
 - ウ 国土交通省航空局が発行する「耐空性改善通報」及び「製造者が発行した技術通報（サービス・ブリティン）」等で指示された整備事項の管理
- (2) 不具合発生による運航不能時の対応
- ア 不具合が発生し、発注者により部品、装備品等の交換が必要と判断した場合は、受注者は、早急に部品、装備品等の手配を行うこと。
 - イ 不具合による運航不能日数が累積で7日以上発生した場合は、日数相当分を契約単価で積算し、契約金額から減ずるものとする。なお、発注者の過失による場合を除く。
- (3) 運航
- 借入期間中の借入機の操縦及び整備（日常点検及び定時点検）は、発注者が行い、燃料は、発注者が負担するものとする。
- (4) 記録
- 借入期間中に発注者が飛行又は整備（日常点検及び定時点検）を行った場合は、発注者が受注者の定める書類等に飛行時間又は整備記録を記載するものとする。

9 運航不能期間及び日数の算定基準

運航不能期間及び日数の算定については、発注者の過失による場合を除き、以下のとおり定義する。

- (1) 算定対象期間の定義
- 運航不能時間の算定対象となる時間は、原則として8時45分から17時15分まで（以下「業務時間」という）とする。業務時間外（夜間等）に不具合が継続している場合であっても、その時間は運航不能時間に算入しない。
- (2) 起算日及び起算時刻の定義
- 不具合発生日を起算日とし、起算時刻は以下のとおりとする。
- ア 飛行中に発生した不具合の場合は、当該飛行の着陸時刻を起算時刻とする。
 - イ 地上で発生した不具合の場合は、発注者が不具合と断定した時刻を起算時刻とする。
 - ウ 上記ア、イが業務時間外であった場合は、翌日の8時45分を起算時刻とし、当該翌日を起算日とする。
- (3) 復旧日および復旧時刻の定義
- 不具合解消日を復旧日とし、復旧時刻は以下のとおりとする。
- ア 飛行を伴う復旧確認が必要な場合は、復旧確認のためのテスト飛行が完了した着陸時刻を復旧時刻とする。
 - イ 飛行を伴わない復旧確認の場合は、発注者が機体の復旧を確認した時刻を復旧時刻とする。
 - ウ 上記ア、イが業務時間外であった場合は、その直前の業務終了時刻（17時15分）を復旧時刻とする。
- (4) 算定ルール
- 上記(1)から(3)に基づき算出された運航不能時間に応じ、以下のとおり減額日数を算定する。
- ア 1日あたりの不具合継続時間が4時間未満であった場合は、当該日を不具合日数0日とする。
 - イ 1日あたりの不具合継続時間が4時間以上であった場合は、当該日を不具合

日数1日とする。

ウ 不具合が複数日にわたる場合は、各日について上記ア、イを適用し、その合計を減額日数とする。

10 ヘリコプターの保守・整備

受注者の責務は次のとおりとする。

- (1) 借入機の整備(日常点検及び定時点検)に使用するオイル、油脂類、パッキング等の100%交換部品の負担
- (2) 整備に必要な特殊工具及び計測工具の貸出
- (3) 上記8(2)アの部品、装備品等の手配、修理等の費用負担（発注者に過失がない場合に限る。）
- (4) 借入期間中に主要装備品（時間管理部品及び暦日管理部品）等の交換が生じないようにすること。
- (5) 整備に必要なメンテナンス・マニュアル等（機体、エンジン、装備品等）の技術資料は、全て提供することとし、提供方法については、発注者と別途調整する。
- (6) 直近耐空検査受験時の記録（部品交換履歴、実施した整備内容、飛行記録、機体振動記録）を契約後すみやかに提供すること。なお、オイル漏れ等の機体不具合キャリオオーバー中のものについては契約後すみやかに書面で通知すること。また、修理是正については耐空性への影響を考慮した上で発注者と協議することとする。

11 無線局免許

- (1) 受注者は、発注者を免許人とした航空機局及び携帯局の免許を取得し、免許の有効期間は、3(1)借入期間より1週間延長した期間とする。
なお、無線局の呼出名称は、別途指示する。
- (2) 当該無線局の無線従事者選(解)任届の手続を行うこと。
- (3) 航空機用救命無線機(ELT)は、「日本国籍航空機用406MHz ELT登録フォーム」において、発注者を運航者とした変更の手続を行うこと。

12 航空保険

借入機が上記5の保管場所に所在する期間中は、受注者の負担で以下の航空機保険に加入すること。

- (1) 発注者を追加被保険者とした「第三者・乗客包括賠償責任保険」に加入し、補償金額は、1事故につき対人・対物共通(CSL)100億円とすること。
- (2) 機体保険に加入すること。

13 賃借料に含む項目

- (1) 上記1(5)の借入機への「所属名の表示」に係る諸費用
- (2) 上記11の航空機局及び携帯局の免許を取得するための諸費用
- (3) 飛行規程において、消防航空活動上必要となる「捜索・救助又はそのための訓練を行う場合の特例運用」が可能となるように航空局への飛行規程承認申請に係る諸費用
- (4) 機体空輸に係る諸費用

14 その他

- (1) 上記3(1)の借入期間及び(2)の飛行時間を運航のため超過する場合、発注者は、あらかじめ受注者に通知し承認を得るものとし、超過した日数又は飛行時間については、契約単価により、日数相当分を支払うものとする。
なお、超過した飛行時間については、分単位で算出するものとする。
- (2) 不慮の事故等（保管場所に保管中の天災等を含む）で機体を損傷した場合は、上記12(2)の機体保険によりその損失に充当するものとし、発注者は、機体補償の責を負わないものとする。
- (3) 借入期間外においても、当局石狩ヘリポートでの駐機は可能であるため、悪天候等により、上記4の納入期限までに借入機を納入できないことが想定される場合や、上記3(1)の借入期間を超えてやむを得ず駐機する必要がある場合は、借入期間を超えて駐機することを認めるものとする。ただし、この場合は事前に発注者に通知し、承認を受けること。
なお、飛行場外離着陸場であるため、航空法第79条ただし書きに係る離着陸の申請手続は、受注者において許可を受けること。
- (4) 本仕様書及び借入中に生じた疑義については、発注者と協議の上、処置するものとする。

15 連絡先

- (1) 契約に関すること
札幌市消防局総務部施設管理課装備係
（北海道札幌市中央区南4条西10丁目）
電話（011）215-2030 担当：細川
メールアドレス：shisetsu.shobo@city.sapporo.jp
- (2) 仕様書に関すること
札幌市消防局警防部消防救助課消防航空係
（北海道石狩市新港東2丁目1番2号 札幌市消防局石狩ヘリポート）
電話（0133）62-4119 担当：小川
メールアドレス：koku.shobo@city.sapporo.jp